

告 示

埼玉県告示第二百八十号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表みずほ信託銀行株式会社の中「埼玉県の公金の収納事務」を「同右」に改め、同表三井住友信託銀行株式会社の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。